

子ども医療費助成制度のご案内

■対象者

高校3年生までの子ども

■助成内容

通院、入院にかかる医療費の一部を助成します。文書代や健診代など、保険適用外の費用は助成対象外です。

通院

【0～2歳】全額助成。

【3～18歳】1日あたり530円を超えた金額を助成。薬局での調剤費は全額助成。※同じ医療機関に月2回以上かかった場合、2回目以降は全額助成。

入院

【0～2歳】全額助成。

【3～18歳】1日あたり1,200円を超えた金額を助成。

※保険者が発行する「標準負担額減額認定証」をお持ちの方は食事代も対象になります。

■助成を受けるには…

県内の医療機関では

医療機関の窓口で子ども医療費受給者証を提示してください。

県外の医療機関／救急外来では

保健福祉課（保健福祉センター内）に申請すれば助成金を支給します。

申請期限は受診した月の末日から6か月です。（例：4月に受診→10月末まで）

《必要なもの》

- ① 子ども医療費受給者証
- ② 子どもの保険証
- ③ 領収書
- ④ 通帳など振込先口座がわかるもの

【問い合わせ】 聖籠町保健福祉課（保健福祉センター内）

子ども（ひとり親、県障）医療費助成担当 ☎0254-27-6511

（開庁時間：平日8：30～17：15）

医師の指示により補装具などを購入した場合

医療費の全額（10割）を負担した場合

医師が治療上必要と認めた「足底装具」、「弱視用眼鏡」などの購入費用は、子ども（ひとり親、県障）医療費助成の対象となります。

また、保険証を忘れたり、切り替えの手続き中で保険証がないまま医療機関を受診した場合、医療費の全額（10割）を支払うことがあります。この場合でも、下記の手続きをすれば医療費の助成を受けることができます。

■対象者

子ども、ひとり親、県障の受給者証をお持ちの方

■申請方法（1→2の順に申請）

（1）保険者に申請

10割のうち7割（未就学児は8割）を加入している保険者（保険証を発行している機関）に申請をしてください。手続き方法は保険者にお問い合わせください（社会保険→勤め先、国民健康保険→役場町民課）。

（2）保健福祉課へ申請

（1）の手続き後、通常1か月～2か月ほどで、支給額（7割・8割）が記載された「支給決定通知書（※）」が届くので、下記「必要なもの」を持って保健福祉課（保健福祉センター内）に申請してください。申請期限は補装具を作成した月（受診した月）の末日から6か月以内です。（例：4月に作成（受診）⇒10月末まで）

（※）保険者によって、名称が異なる場合があります。

《必要なもの》

- ① 子ども（ひとり親、県障）受給者証
- ② 保険証
- ③ 領収書（原本を保険者に提出した場合、コピーでも可）
- ④ 通帳など振込先口座がわかるもの
- ⑤ 保険者が発行する支給決定通知書
～以下は補装具等の申請の場合のみ～
- ⑥ 医師の装用証明書（又は作成指示書、原本を保険者に提出した場合、コピーでも可）